東由利村報

発行所
東由利村役場

村行事

自治功労者表彰式

自治功労者表彰式

去る八月七日午前十時より下郷中学校講堂に於て自治制発布以来村政に御尽瘁下さいました先輩と各位三七五名に対し、来賓各位の御列席を得て感謝状を贈呈し続いて村長式辞、議長祝辞終つて祝賀会を開催し午後二時盛会を以つて閉会せり

式辞

明治二十二年地方自治制施行以来明治大正の年代を経て昭和三十年を迎え町村合併促進法制定せらるに及びこの法により下郷村玉米村の廃村議決となりこゝに新村東由利村が誕生致しましたことは、村民と共に真に喜びにたえぬ処でありますこの制度は地方自治の一大革命を意味するものであつて合併により組織運営の合理化を計り、住民の福祉を増進し、地方自治本旨を実現せんとするものであります。すので新村東由利村の前途又洋々たることを確信するものであります。

しかしながら七十年間住み馴れた由緒あり伝来の伝統あり而も、特異性ある村民の心情を思えば如何に発展的解消といゝながら底知れぬ愛惜の念切ないものがあります。

由来本村は由利郡の東端に位し本荘市、横手市の中間に位し、人口約六千、郡内屈指の大村であり、自然に恵まれた純農村として将来発展の真価を発揮する充分なる素質を有しております。

町村制施行以来この建村の基礎を築きくれた祖先の遺業その基礎に肉付して住み良い郷土に仕上げてくれた先輩諸氏の熱意と努力、新時代に応し適た施策の下に急速な文化の恩恵と、住民の福祉のために最善の力を尽さたまた各層の指導者及び村民に対し心からの敬意と感謝を惜まぬところであります。今後両村の合併によつて新村の飛躍的発展は充分期待することが出来ますが、両村が旧来の旧殻から脱し大同団結し融和し合い互譲の精神によつて結ばれることは合併の真価を発揮する唯一のみちであると信じます。こゝに永年に亘る自治功労者感謝状贈呈式に当り今は亡き物故者の霊に対し将又皆様の御功績に対し深く感謝を捧げて式辞と致します。

下郷村長　梅津千代太郎

東由利村議会

七月二十六、二十七両日に亘り東由利村役場において合併後初の村議会を招集し議会正副議長、常任委員等及び会議事件左の通り決定した

一、議長　小松忠一郎
副議長　佐藤徳三郎

二、常任委員会

①総務委員会
委員長　田代寿治
委員　畠山耕作、小松真一、宮塚徳七、小松常太郎、佐藤与吉郎、遠藤兵一、大庭寅松、長谷山千代蔵

②土木委員会
委員長　高橋重助
委員　遠藤藤左工門、鈴木覚、小松一二三、大沼一広、佐々木長次郎、畠山忠太郎

③経済委員会
委員長　古関兼五郎
委員　佐藤謙吉、小野久輝、三浦彦次、小松鉄太郎、遠藤吉三郎、佐藤敏次郎

④勧業委員会
委員長　小笠原武一
委員　横山玉之助、小野勇一郎、渡辺与七、梅津千代松、佐藤勝治、佐藤八郎

⑤教育民生委員会
委員長　遠藤孫助
委員　小松大亮、阿部長太郎、小野嘉一郎、小松松三郎、小野広志

三、出納検査立会議員
佐藤敏次郎、梅津千代松、高橋重助、小松常太郎

四、会議事件

一、選挙第一号　選挙管理委員の選挙について

一、選挙第二号　教育委員会の委員の選挙について

一、選挙第三号　臨時出納検査立会議員の互選について

一、議案第一号　専決処分の承認を求めるについて

一、議案第二号　下郷財産区管理会条例制定について

一、議案第三号　玉米財産区管理会条例制定について

一、議案第四号　東由利村議会常任委員会及び特別委員会条例制定について

一、議案第五号　選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例制定について

一、議案第六号　地方自治法第二百七条の規定による出頭者等の実費弁償について

一、議案第七号　東由利村参与条例制定について

一、議案第八号　東由利村長選挙立合演説会条例制定について

一、議案第九号　東由利村議会会議規則制定について

一、議案第十号　村議会傍聴人取締規則制定について

★……役場便り……★

民生

新発足した東由利村消防団

数次に亘り旧玉米、下郷両消防団合同の幹部会を開催七月二十三日より新発足する消防団の名称、編成組織等検討協議し、一方七月十八日台山グランドに両村消防団員全員集合、団長以下最高幹部の推薦委員会を開催、団長に佐藤昇、副団長に佐々木直三郎、同小松運次郎を万場一致で推薦七月二十三日東由利村発足と同時に団長以下、本部、七ケ分団二八〇名の任命終了茲に東由利村消防団として新陣容のもと強力な体勢を以つて発足したもので村民にとつて真に喜ばしい事であり誰か協力と援助を惜しむ者ありましよう。次に東由利村消防団の編成組織をあげると

第一分団　分団長　佐藤文助　以下三二名
第二分団　畠山富男　以下三二名
第三分団　小松亥一郎　以下五六名
第四分団　長谷山勇一郎　以下三七名
第五分団　〃　以下三七名
第六分団　遠藤兵一　以下三七名
第七分団　畑山重左工門　以下三七名

以上の如く真に心強く感ずるがさてこゝに一考させられるのはあの恐怖の火災が発生して消火技術の優秀性を立証する機会の多いことよりも村民として「上手に消すよりも下手でも出さぬ用心」を新発足しなければならない。火災は無いから消防は無用の長物だという時期が到来したならばこれこそ消防の終局の目的であり理想であつて村民も消防人も共に喜ぶべきでありましよう。

団長　佐藤昇
副〃　佐々木直三郎
〃　小松運次郎
団本部長　伊東幸吉
副〃　小松長盛
本部員　佐藤力　以下九名

勧業

種雄めん羊山羊の検査結果のお知らせ

秋田県豚、めん羊、山羊種雄畜検査条例に依るこの検査は去る六日実施されました。その結果左記所有者の種雄畜はそれ〴〵合格いたしましたから今後種付する方々にお知らせいたします

記

一、種雄羊　老方　小松徳次郎
二、山羊　新田　石渡　昇
同　舟木　木島　藤一

馬の伝染性貧血検査の実施について

この検査は去る二日より下郷地区が実施され三二七頭受検して真症馬二頭出ましたがこれは法の定める所により殺処分命令が八月九日付にて県知事より発せられました。

全日本米作日本一表彰審査会出品

昨年も下郷地区から四点出品してありましたが本年も当地区から左記五点出品して全国の覇者とその技を競うております。幸い本年は天候に恵まれ現在の所、結果頗る良好にてその結果が期待されて居ります。

記

一岩館　阿部直一郎
二新田　佐藤由太郎
三新処　遠藤徳太郎
四新田　小野作右工門
五岩館　阿部　彦八

統計

国勢調査について

国勢調査は統計法の定めによつて行われる国の基本的な統計調査で全国の人口の状況を調べ、政治や行政のための基礎資料となる統計をつくるのである。

第一回目の国勢調査は大正九年に行われましたが、それからほゞ五年毎にこの調査は実施されてきました。随つて今回は第八回目の国勢調査に当ります。

次に何をどんな方法で調査するかを簡単に記載して見ましせう　調査項目として

1、氏名
2、世帯主との続柄
3、男女の別
4、出生の年月日
5、配偶の関係
6、国籍
7、昭和十六年末までに生れた人について九月二十四日(土)から三十日(金)までの一週間の就業状態所属の事業所の名称所在地および事業(産業)の種類、仕事、(職業)の種類ならびに従業上の地位
8、住居に関する事項

調査の方法、

調査は、一世帯ごとに、別々の調査票を用いて行います。この調査票を調査日(十月一日)の前に各世帯にくばり、これに世帯主が左にのべた①から⑥までの事項を記入しておくことになつています⑦と⑧の事項は国勢調査員が調査票を集めにまわつたときに世帯の人に質問して調査票に記入します。

申告者　国勢調査では一般の家庭では世帯主が、また寄宿舎や下宿屋のような準世帯ではその寄宿人や下宿人を代表する人が申告者として、調査票に記入したり、国勢調査員の質問に答えたりしなければならないことになつています。たゞし世帯主が不在であつたり、止宿人の代表者が居られないようなときには、それぞれ奥さんや息子さんとか、寄宿舎の管理人などが申告してもよいことになつています。

次に調査区毎の調査員氏名を列記致しますからわからない点は自分の部落担当の調査員に御連絡願います。

担当部落　担当調査員氏名

一ノ沢畑村、奥ケ沢　小松正慶
沼、杉森　阿部義直
大台、大谷地若林、黒沢　小松昭児
大琴東部　小野丹左工門
同西部　梅津典男
舟木、扇台　佐々木正徳
土場沢高屋、杉森　小笠原謙一
宿下吹岩館、横渡　小野昭一
佐藤直温
阿部忠蔵
新田、島　小笠原善一郎
小倉中之沢　遠藤荘二郎
浅田山、流之下ザツコ又　工藤市雄
十二前、桂台　遠藤竹三
野田、新処　伊東利雄
宮之前上里　野小勝三
西ノ浜台中ノ沢　志村惣一郎
老方上通横小路　遠藤正
老方中通　高橋虎一
老方下通　長谷山善一郎
寺田、湯出野　小松徳蔵
高村、高薬師枝山　伊東勝一郎
祝沢、浮蓋蒲台　佐藤勝治
日照坂、倉茂沢　畠山久八
大吹川　佐藤公一
田代　佐藤銀一郎
智者鶴　横山慶一郎
薙沢　高沢照春
地ケの沢　佐藤留吉
地雨山　小野政三
袖山　鈴木盛
須郷田　小松長毅
八日町　菊地盛之助
五海保　高橋松善
下小路　遠藤博
高戸屋　小松慶次郎
松柴　小松与惣雄
山峰　工藤武雄

久保　高橋徳太郎

戸籍

一、戸籍簿の閲覧

戸籍簿は、人の身分関係を公証するものでありますから何人でも手数料を納めて戸籍簿を閲覧することができるようになつております。

新戸籍を編製した人の兄弟姉妹を知るためには、新戸籍を編製される前の戸籍、即ち父母の戸籍を見なければなりませんが、父母や兄弟姉妹が皆除籍されている場合には、その戸籍が除籍簿につづられておりますから、除籍簿も戸籍簿と同様に閲覧することができるようになつております。さらに市区町村長の受理した届書その他の書類は原則として戸籍の記載後に監督法務局、地方法務局又はその支局に送付し、そこで保存されますが、戸籍の記載を要しないものは、市区町村長において保存することになつております。これらの書類を市区町村長が保管しているときは、閲覧するには手数料を納めなければなりません。

二、戸籍の謄抄本の請求等

他人に対して身分関係を明らかにするためには、戸籍の写を利用することが便利でありますから何人も手数料を納めて戸籍の謄本又は抄本の交付を請求することができるようになつております。謄本とは、戸籍の全部をそのまゝ謄写したものであり、抄本とは戸籍の一部を抄写したものであつ

【二面に続く】

新村の村長職務執行者梅津千代太郎　村長選挙立候補のため退職八月八日より小松忠亮村長職務代理者となる

（一面より）

て、その範囲は、請求者の意志に任せられておりますどの部分の記載を省略しても差支えありませんし、一戸籍内のある者の記載を省略することもありますし、事項欄の記載全部を省略することもあります。又謄本であつても、請求者の請求に基いて除籍者に関する記載の謄写を省略して作成することもあります。この謄抄本の利用範囲は広汎であつて、本籍地とは異る所在地で婚姻届をするときなどにも、提出を求められますが行われて選挙管理委員会又古い戸籍の謄抄本を持つ委員が選ばれ、その初委員ている場合にもその記載に会は同月二十九日役場で開変更がないときは、手数料かれたが、その組織が次のを納めてその旨の証明をしように決つて、本村の選挙て貰つて、新しい戸籍の謄管理に当られます。抄本の代りとすることができます。

更に戸籍の謄抄本までも必要としないときは、手数料を納めて戸籍に記載された事項のうち必要なものだけに関する証明書の交付を請求することもできます。

なを先に述べました届書等についても利害関係人は特別の事由がある場合に限り、その書類に記載した事項について証明書を請求することができますが市区町村長に請求する場合は、手数料を納めなければなりません。

右に述べましたような書類を請求するために、市区町村役場に自身で出頭することができないときは、手数料の外に郵送料を納めてそれ等の書類の送付を請求することもできるようになつております。

以上手数料を要する場合のその額は、全国一律に別表のように定められております。

別表

戸籍手数料一覧表

種別	単位及び額
戸籍簿、除籍簿又は届書その他市区町村長の受理した書類の閲覧	一回につき三十円
戸籍の謄本又は抄本の交付	一回につき三十円
戸籍の謄本若しくは抄本の記載事項に変更がないことの証明又は戸籍に記載した事項に関する証明	一件につき三十円
届書その他市区町村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	一件につき三十円

選管

東由利村選挙管理委員会設置

去る七月二十七日、成立した新村議会の冒頭で選挙が行われて選挙管理委員会委員が選ばれ、その初委員会は同月二十九日役場で開かれたが、その組織が次のように決つて、本村の選挙管理に当られます。

委員長　阿部儀平（十二ノ前）
〃　委員　伊東与吉（蔵）
〃　〃　青木芳雄（田代）
〃　補充員　阿部義直（沼）
〃　〃　志村惣一郎（新町）

〃　鈴木耕作（船打場）

註訳しますと、選管の委員は定員が三人で任期は三年（全国一様）。会議はすべて「全員出席」で開くことを要することから、委員中に事故があれば補充員の中から補充して会議開催に支障のないようにした仕組です。

①、投票区について

投票区は、旧両村の投票区の区域と全然同一で、一部その名称が変つたので、次に掲げます

第一投票区（旧玉米第一投票区）館合
第二投票区（〃　第二〃）住吉
第三投票区（〃　第三〃）袖山
第四投票区（旧下郷第一投票区）蔵
第五投票区（旧〃　第二投票区）老方
第六投票区（〃　第三〃）祝沢
第七投票区（〃　第四〃）高村
第八投票区（〃　第五〃）法内
第九投票区（〃　第六〃）大台
第十投票区（〃　第七〃）大琴
第十一投票区（〃　第八〃）杉森
第三〃　鈴木耕作
第四〃　伊東与吉
第五〃　小松忠亮
第六〃　何東利雄
第七〃　小野丹左工門
第八〃　阿部儀平
第九〃　梅津典雄
第十〃　阿部重三郎
第十一〃　阿部義直

東由利村　初代村長選挙

選挙期日　八月二十日

開票は二十一日午前八時から

この度の選挙は、新村設置後五十日以内に行われる「設置選挙」と言われるものですが、選挙のやり方は従前と何等異つていませんただ、選挙権と住所の関係等で多少問題もありましようから、順を追つて説明していきます。

①補充名簿

今回使用する選挙人名簿は、昨年調製した基本名簿と二月選挙の補充名簿、四月選挙の補充名簿それに、今回新しく調製する補充名簿と都合四種の名簿で行われます。

今回の補充名簿の調製の期日期限などは告示ーいますが、主なものは

設置選挙期日　八月九日
縦覧期間　八月十日～十一日
異議申立期間　〃十三～十五日
確立期間　〃十七日
補充名簿の調製は申請主義

第一投票区　佐藤力之助
〃　第二〃　青木芳雄

をとつているから期限まで申請された人だけが登録されます。又この期間には、既にある名簿は閲覧できます。

縦覧は、右期間に新名簿を見て異議があれば申立ができます。申請も申出もしなければ異議申立はできないことになります。又確立後は如何なる理由があつても変更はできません。

②選挙権

選挙権は、八月九日を期限として年令と住所期間を計算しますが、問題は旧玉米下郷の両村間で、婚姻等で転居した人の選挙権です八月九日から逆算して三月目は五月十日ですから、五月十一日後両村合併前日の七月二十二日までは、お互に他町村ですからこの期間の転居者には選挙権がないことになります。勿論合併後は一村ですので選挙権に影響はありません。

③選挙長

右代理者　阿部儀平
伊東与吉

今回の選挙では開票事務は選挙会が兼ねて行うので開票管理者、開票立会人等はいないことになります。

④投票管理者

次の方が職務を行います。

第一投票区　佐藤力之助
〃　第二〃　青木芳雄
〃　第三〃　鈴木耕作
〃　第四〃　伊東与吉
〃　第五〃　小松忠亮
〃　第六〃　何東利雄
〃　第七〃　小野丹左工門
〃　第八〃　阿部儀平
〃　第九〃　梅津典雄
〃　第十〃　阿部重三郎
〃　第十一〃　阿部義直

⑤立会演説会

これは今後新しく設けたもので、候補者の政見を全村民に伝えるため、選挙管理委員会が公営で行う演説会です。今度の日程は次の通りですから、多数の御聴者を望みます。

(イ)時間は毎日午後二時から午後五時まで。法内だけが午前十時に開始します

(ロ)日と場所

十三日　老方小学校
十四日　玉米支所
十五日　袖山小学校
十六日宿　〃
十七日住吉〃
十八日　新処遠藤徳太郎宅の小屋（午前）
〃　蔵小学校（午前）

◎演説時間は候補者一人一回が三十分です。

⑦その他

選挙の重要な点は、告示して村民の皆さんに伝えていますから、村の掲示場に目をとめて頂きたいと思います。

法内小学校焼失について

教育委員会　阿部　貞二

去る七月二十八日午前二用、宿直者佐々木先生は同時頃職員室附近より出火し夜、会に出席、火は全々屋校舎及住宅物置等、合せて草以外は使わず、注意した二四五坪を一瞬にして全焼事も察せられます事は夏季誠に不慮の災害とはいえ痛休業に入る前日職員会に出根至極に堪えません。この席し私かちも休業期間は特損害約六〇〇万円と推定、に御五に児童の水泳、火災原因については目下末定な防止と校舎管理について最るも前夜青年会を開催し教全の注意をして事故の無い員室及音楽室小使室等を使参りましたが、心配無く今後の教育に一層頑張つていたゞくよう職員と共に話をして、再度奉職の決意を頂き現在職員一同休みなく授業開始の緊急措置に当つて居り、部落各位も、職員一丸となり次後の建築諸問題について、連続協議研究を続け村の御指示を持つて早に道路や敷地拡張等の作業出役に待期し一時も早く校舎建築を望んで居ります

と先生は煙草はすうが酒は呑まず誠に責任感のある模範教員として平素職員からも部落民からも尊敬され児童に親しまれ、授業時間外や休日も学校を離れる事なく勉強せられ、児童と手を取り合つて児童教育に尽しあたり涙ぐましき勤務振りであつた事、先生は当夜二回も巡視せるも実に責任を果し得かつた事を痛感し責任を感じ私に幾度も申出て

★教育委員会便り★

教育委員会

町村合併促進法第九条の二に依り教育委員会組織運営等に依り左記の件につき委員会を去る二十三日午前九時東由利村役場に招集した

議案

①委員の互選の件
小松竹三郎、佐々木徳之助、佐藤昇、嶽石伊三武郎決定

議会選出委員　佐藤謙吉

②委員長　副委員長選挙の件
委員長　小松竹三郎
副委員長　嶽石伊左武郎
決定

③教育委員参与制設置の件
阿部儀平、阿部寅静、小松豊吉、畠山友太郎以上の四名を参与に決定

④議席番号決定の件
一番　佐藤昇
二番　佐々木徳之助
三番　小松竹三郎
四番　嶽石伊左武郎
五番　佐藤謙吉決定

⑤教育長事務取扱任命の件
阿部貞二を任命

⑥議案
一号東由利村教育委員会会議規則を定める件
二号東由利村教育委員会傍聴人規則を定める件
三号東由利村教育委員会公告式規則を定める件
四号東由利村教育委員会事務設置の件
以上原案通り可決
五号東由利村教育委員会事務委任規則を定める件
六号東由利村教育委員会報酬及び費用弁償条例を定める件
右案は次会に保留

協議案

一、法内小学校校舎焼失後の応急対策について
①焼失による緊急対策予算見積について
予算三一、六〇〇〇円
②暫定的授業処置について
神社二、分校一、教員住宅一、学校本部として教頭宅
以上決定

学校建築工事進捗状況

校舎建築工事は示後順調に工事が進捗せられ、宿小学校に於ては第二学期より新校舎に於て、授業を実施せられる大勢、目下塗装工事中にして特に外部塗装について、工事委員をしてモダン色の山界の美を、研究協議を行い工事を進めております。

蔵小学校は屋根葺工事も完了目下板張作業を実施、工事の出来型九〇％の工事進捗を見せ去る本月五日、棟梁大沼秀二郎氏の荘厳な祝詞を以つて上棟式を挙行致しました。請負者の佐藤氏は契約期間内各校とも竣工を見せると誓つています。

公民館連絡協議会　八、二

町村合併により公民館の組織と運営について公民館審議委員をして協議会を開催した処当分旧下郷、玉米公民館組織を以つて実施する事に意見を見必要に応じて連絡協議会を開催し連絡協議を密にし事業の合理化を協調す。午前十一時散会せり

★組合便り★

農業共済掛金の完全徴収について

農業災害補償制度運営の根幹となし農業共済掛金の徴収。共済金の支払状況について会計監査院。行政監察庁等の報告により農業共済掛金は安易に共済金と相殺を行うのが一般的風潮の如く見受けられこれが制度の運営を誤る根本的原因であることを指摘されこれが円滑なる運営の改善を図るため農林省に於て種々検討の結果昭和三十年に於て農業共済掛金の完全徴収に重点がおかれ法律の改定これに伴う組合定款の変更が去る七月三十一日の臨時総会に附議され滞納者に対する延滞金の徴収、滞納処分、共済金の登録金融機関に対する振込払等其の他の議決がなされたのであります。

これについて県農政部では積極的な指導督に乗出し延滞金の徴収、滞納処分等について厳重な指示を与えて居るのでありますから組合は本制度を理解するとともに法律、定款を尊重し本制度運営の改善策である農業共済掛金の納付は期限までに納付すると言う考え方を要望するのであります